

## 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館 食堂の使用者の募集に関する要項

今治市朝倉臼坂ふるさと交流館の食堂を使用し、経営を行う事業者を募集します。

### 1 目的

今治市朝倉臼坂ふるさと交流館は地域住民のふれあいと今治市の産業振興を図るため設置された施設です。施設の設置目的に沿った経営を行う事業者を募集します。

### 2 募集期間

令和5年11月10日～令和5年12月11日

### 3 施設(概要)

名称 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館 食堂

位置 今治市朝倉下甲977番地7

面積 127.75㎡

※見学を希望される場合は、「8 問合せ先」にご連絡ください。



### 4 使用条件

月額使用料は5万円です。その他の条件は次のとおりです。

- ・食堂の経営に係る光熱水費等の経費については、全て食堂使用者の負担となります。
- ・食堂の経営に必要な備品等は使用者が用意すること。
- ・その他条件は今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例及び施行規則に定めるとおりです。(別紙)

### 5 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り、応募することができます。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ・食堂の経営にあたり、法令により必要な許可・資格を取得していること。または取得の見込みがあること。
- ・会社更生法、民事再生法、破産法等の規定に基づき更生、再生又は破産の手続をしている法人若しくは個人でないこと。
- ・市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・暴力団又はその関係団体等でないこと。

### 6 応募手続

使用申込書及び関係書類を「8 問合せ先」までご提出ください。

### 7 食堂使用者の決定等

提出書類の確認を行い、今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会で使用者を決定します。

応募多数の場合は今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会にて選考を行います。

なお、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施します。

### 8 問合せ先

今治市役所 朝倉支所 住民サービス課 産業建設担当 電話:0898-56-2500 (住所:今治市朝倉北甲397)

今治市役所 農林水産課 農業振興係 電話:0898-36-1542 (住所:今治市別宮町1丁目4番地1)